

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 4月度)

- 1 日 時 令和4年4月6日(水)
開会：午後2時00分
閉会：午後3時01分
- 2 場 所 氷見市庁舎議事堂 全員協議会室
- 3 出席委員 13名
1番 山下 裕 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
14番 岩上 茂
- 4 欠席委員 2番 中葉 隆 15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 賃借料情報の提供について
第6号議題 農作業標準料金の決定について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度4月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(新任職員) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を山下裕委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 賃借料情報の提供について
第6号議題 農作業標準料金の決定について
であります。

□議長 (会長) 本日は、中葉委員、松原委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山下裕委員、道淵職務代理者をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対のみであります。番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 設定期間は何年まで可能なのですか。

（農林畜産課） 民法上、賃貸借の存続期間は20年とされていますので、20年が最長と考えます。但し、今米価が不安定なことを考えますと長く設定すべきではないでしょう。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地にそのまま利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

ちなみに、農地を農地以外の目的で利用するためにその権利を取得する場合は、3条許可ではありません。この後の議題で出てきます農地転用となりまして、その内の「5条許可」になります。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、それを持って法務局に届出して、変更登記することになります。

それでは、6ページをご覧ください。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**番で、申請面積は—m²、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により贈与による所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地—m²を取得すると、合計—m²となります。この合計面積が、5,000 m²以上にならないと許可ができません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

参考までに、7ページに許可基準を示してあります。

次に2件目は、氷見市**番他、計3筆で、申請面積は—m²、登記地目はすべて田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地—m²を取得すると、合計—m²となります。このように経営面積が5反以下でも、取得する農地面積を加えて5反を超えれば要件を満たすこととなります。よって、この許可申請については、要件を満たしています。

集落営農なのに、経営面積が小さいとお感じになると思いますが、法人になる前は、利用権設定ができませんので作業受委託を締結されてい

ます。その分がほとんどでして、その場合は経営面積に含まれないことになっているためです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 本件のうち、番号2について、**推進委員の意見を求めます。

（**推進委員） 所有者の方は、**地区に住んでいませんし、今後もここで耕作するつもりがないので、今回の権利移動の話になったんだと思います。
営農は法人化されていますし、担い手への集積化という意味でもたいへんよいことだと思います。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） ちなみに5反未満が0であっても、新しく取得する面積が5反以上ならよいのですか。法人化して作業受委託だけの経営状態でも5反以上一度に取得できるのですか。

（事務局） そうです。

（**委員） 許可基準のうち、全部効率利用要件について少し説明してください。

（事務局） 機械を全く所有していない人が営農するはずがないように、その機械の所有状況、年間150日以上従事する人を含めて何人の労働力があるか、その労働者は何年農業に従事してきたかなどが申請書に記入してありますので、それらを満たしているか判断する要件になります。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件3件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、10ページをご覧ください。

今回は、3件ともに第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

鹿児島県**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は____です。
譲受人は氷見市**__番地（氏名**）、
譲渡人は大阪府**__番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**__番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地はすでに宅地敷地として利用されている状況でした。
申請面積は____m²、転用目的が____、権利は____です。
農地区分は第1種農地です。

番号3番の案件は、すでに農地以外として利用しているため、違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 報告いたします。先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました。

今回の案件3件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号2番、番号3番ですが、番号3番については隣接農地耕作者からの承諾が得られております。

番号2番は2筆ある隣接農地の内、1筆の所有者が共有名義となっており、共有名義人同士の問題により同意を得られていませんが、万が一トラブルが発生した場合には当事者同士で解決するという確約を得ております。

また、3件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件3件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地域内にある農地は転用行為ができないため、農用地域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地域からの除外を行うものです。

それでは、資料15ページをご覧ください。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は畑として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地域でしかできない理由として、譲受人は、現在**地内の実家で父、母、子と4人で居住しているが、現在の住まいでは手狭で子ども部屋を作るスペースがないため住宅を新築することにしました。譲受人は市内で働いており、子育てに両親の協力が得られる実家近くで住宅を取得する必要があり、検討範囲内において取得可能な土地が願出地の他になかったからとなっております。

農用区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 賃借料情報の提供についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題 賃借料情報の提供についてにつきまして、ご説明いたします。

「賃借料情報」の根拠法令、根拠条文になっておりますのが、農地法第52条になります。

この、農地法第52条には「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されており、その規定に基づき、情報提供を行うものです。

では、資料18ページをご覧ください。

こちらの賃借料の実績データの基になっているものが、令和3年1月から令和3年12月までの1年間に利用権設定された「利用権設定データ」であります、そのデータを基に積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データをご覧のとおり、市内19地区に分けて、それぞれを1級地、2級地、3級地及び最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。

対象データの抽出は、まず始めに令和3年1月から令和3年12月までの間に利用権設定されたデータ2,148件のうち、地目が田で、権利の種類が賃貸借のデータ1,364件を抽出しました。

参考までに、中間管理機構分は1,364件のうち650件です。

次に、地区ごとに一度とりまとめて集計し、それぞれの平均額と比較して金額が突出しているもの、平均額の1.7倍より高いものと、0.3倍より安いものですが、こちらを取り除きました。この賃借料が突出しているために表から除外したものは106件ありました。

その結果、最終的な対象データが1,258件となっております。

令和2年が1,233件でしたので、昨年と比較して、25件の増となっております。

なお、賃借料を金額ではなく、物納で納入している田が、239件ありましたが、それらについては、氷見市農協の令和3年産コシヒカリ買入れ価格により金額換算しており、60kg当たり11,000円と設定しました。昨年は13,000円でしたので60kg当たり2,000円の減となっております。

今後、情報提供の方法としましては、まず、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報JAひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を通じて、情報の提供を行ってまいります。

説明は以上です。原案のとおり、決定、提供してよろしいか、ご審議ほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） **地区で2級地と3級地の金額の差はどういうことですか。

（事務局） これはあくまで令和3年の実績の数値が出ています。個人で利用権設定するような地区ですと、このような金額の差が出てきてしまいます。

（**委員） **地区は基盤整備した地区なのに他の3級地より低い数値が出ているのは変ですね。

（事務局） 5筆とも1人の方で1,500円なんですけど、タダでもいいから作ってほしいということだと、こういった金額になってしまいます。

普通なら3級地より2級地のほうが金額が高いはずだというご指摘をいただきましたが、農協さんからも同じようなことを言われました。これだけ細分化すると、そもそもデータ数が少ないためこのような数値に表れてしまいます。例えば、1級地、2級地、3級地と区分けするのをやめて、地区ごとに1つずつデータを出したほうが、ある程度件数も増えて平均に近づくのではないかと思います。いかがでしょうか。

(**委員) この区分分けは昔から固定しているんだと思いますが、見直せばいいと思っていました。

□議長(会長) それでは今年度はこのとおりで、来年度から区分けをやめるという形でよろしいですか。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第5号議題 賃借料情報の提供についてにつきまして、原案のとおり決定し、情報提供することといたします。

□議長(会長) 次に、第6号議題 農作業標準料金の決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第6号議題 農作業標準料金の決定についてにつきまして、ご説明いたします。

資料19ページをご覧ください。

令和元年度の改定から3カ年が経過し、今年度が改定の年度となっていることから、令和元年から3年の3年間適用してきました「氷見市農作業標準料金」を、今回、こちらの一覧表のとおり策定いたしました。

適用期間は令和4年度から6年度までの3年間となります。

なお、これらの標準料金は、「農作業受託の促進と農業機械の有効利用を図るための「作業料金」の目安として策定するものであります。

本年の1月に富山県農業会議が、令和4年度の標準料金を策定しました。そうした県農業会議の金額を参考にし、さらには、JA氷見市農業機械課から、「大手3社の農機具販売価格」などを入手し、これら金額を基に算出いたしました。

次に、別紙にてお手元にお配りしました、農作業標準料金比較表をご覧ください。前回との数値の比較については、この比較表のとおりとなっております。

最後に、情報提供の方法としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ひみ」、「広報JAひみし」等の各広報誌への掲載を通じて情報の提供を行っていきます。

説明は以上です。原案のとおり決定してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願ひします。

（**委員） ここにドローンの作業みたいものがないが、市内でも結構委託があるやに聞かれています。

もう1点、ここに畦塗りもメートル当たりの単価があるといいと思います。私の要望です。

（事務局） 富山県農業会議にも要望し、検討します。

（**委員） これは燃料費込みの金額ですか。今、原油が高騰しているところなのでこの金額ではやっていけないということになります。3年ごととは言わずに、柔軟に対応してほしいです。

（事務局） 富山県農業会議は毎年作られるので、来年上がるようだと、柔軟に対応します。注視していきます。

□議長（会長） 他に何かありますか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第5号議題 農作業標準料金の決定についてにつきましては、原案のとおり決定し、情報提供することといたします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会4月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年4月6日

議 長

署名委員

署名委員
